処　分　基　準

令和６年４月１日作成

法　令　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根拠条項：	第１４条第１項
処分の概要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法令の定め：	
処分基準：	別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先：	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 （電話）０７７６－２２－２８８０
備　考：	